

公立大学法人宮崎公立大学役員会規程

平成19年4月1日
規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学定款（以下「定款」という。）第15条に規定する役員会（以下「役員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(議決事項)

第2条 役員会は、定款第17条に掲げる事項について議決する。

(招集)

第3条 役員会は、定款第16条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

(組織)

第4条 役員会は、理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席)

第5条 理事長が必要と認めるときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

2 監事は役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議長)

第6条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 役員会の庶務は、企画総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。